

令和2年 No.19

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決めの一部を改正する取決め

改正理由

理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月18日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長
出口利定

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：理事及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(理事の職務分担等)</p> <p>第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 (全体統括・総務担当) <u>理事業務の全体統括, 総務, 財務, 労務, 国際, 附属学校</u>に関すること。</p> <p>(2) 理事 (教育・学生担当) <u>教育, 学生, 現職研修</u>に関すること。</p> <p>(3) 理事 (研究・社会連携担当) <u>研究, 社会連携, 広報, 情報</u>に関すること。</p> <p>(4) 理事 (大学経営・産学協働担当) <u>大学経営, 産学協働のうち特定の事項</u>に関すること。</p> <p>(5) 理事 (連携・特命事項担当) <u>地域連携, その他大学運営のうち特定の事項</u>に関すること。</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長 (全体統括・総務担当) <u>副学長業務の全体統括, 戦略評価推進本部, 国際戦略推進本部, 男女共同参画推進本部, PD推進本部</u>に関すること。</p> <p>(2) 副学長 (教育・学生担当) <u>大学院 (教職大学院), 戦略評価推進本部, 教員養成カリキュラム改革推進本部, センター (次世代教育研究センター)</u>に関すること。</p> <p>(3) 副学長 (研究・社会連携担当) <u>大学院 (修士課程), 広報戦略推進本部, 教育実践研究推進本部, 社会連携推進本部, センター (環境教育研究センター, 教育インキュベーションセンター, 教員養成開発連携センター)</u>に関すること。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(理事の職務分担等)</p> <p>第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 (総務・国際・情報担当) <u>総務, 国際, 社会連携, 情報</u>に関すること。</p> <p>(2) 理事 (戦略・評価担当) <u>戦略, 評価, 研究</u>に関すること。</p> <p>(3) 理事 (教育・学生担当) <u>教育, 学生</u>に関すること。</p> <p>(4) 理事 (財務・労務担当) <u>財務, 労務</u>に関すること。</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長 (総務・国際・情報担当) <u>国際戦略推進本部, 社会連携推進本部, 情報基盤整備推進本部, センター (留学生センター, ICTセンター, 国際教育センター, 理科教員高度支援センター)</u>に関すること。</p> <p>(2) 副学長 (戦略・評価担当) <u>大学院 (博士課程), 教育実践研究推進本部, PD推進本部, 戦略評価推進本部</u>に関すること。</p> <p>(3) 副学長 (修士課程・国際・キャリア支援担当) <u>大学院 (修士課程), 教員養成カリキュラム改革推進本部, 国際戦略推進本部, キャンパス・アジア推進事業, 男女共同参画推進本部, 学生支援センター-学生キャリア支援室</u>に関すること。</p>

(4) 副学長 (国際・情報担当)

国際戦略推進本部, 情報基盤整備推進本部, センター (留学生センター, ICTセンター, 国際教育センター) に関すること。

(5) 副学長 (附属学校・現職研修担当)

附属学校, 現職教員研修推進機構, センター (理科教員高度支援センター) に関すること。

(6) 副学長 (学部教育・学生支援担当)

学士課程, 戦略評価推進本部, 教員養成カリキュラム改革推進本部, アドミッションオフィス, 総合学生支援機構, センター (保健管理センター, 学生支援センター, 特別支援・教育臨床サポートセンター) に関すること。

(7) 副学長 (研究・特命事項担当)

大学院 (博士課程), 戦略評価推進本部, 教員養成カリキュラム改革推進本部, 教育実践研究推進本部 に関すること。

(8) 副学長 (財務・労務担当)

財務, 労務, 事務局, PD推進本部 に関すること。

[省略]

附 則

この取決めは, 令和2年4月1日から施行する。

(4) 副学長 (財務・労務担当)

教員養成開発連携機構, 学芸の森環境機構 に関すること。

(5) 副学長 (教職大学院・現職研修担当)

大学院 (教職大学院), 教員養成カリキュラム改革推進本部, 現職研修 (教職大学院等) に関すること。

(6) 副学長 (研究・広報・連携担当)

教育実践研究推進本部, 社会連携推進本部, 広報戦略推進本部, 次世代教育研究推進機構, センター (次世代教育研究センター, 環境教育研究センター, 特別支援教育・教育臨床サポートセンター, 教育インキュベーションセンター, 教員養成開発連携センター, 児童・生徒支援連携センター) に関すること。

(7) 副学長 (附属学校・現職教育担当)

附属学校, 現職教育 に関すること。

(8) 副学長 (学士課程・学生生活担当)

学士課程, 教員養成カリキュラム改革推進本部, 総合学生支援機構, センター (保健管理センター, 学生支援センター (学生キャリア支援室を除く)) に関すること。

[省略]